



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第54号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 食品衛生法施行条例に基づく次の権限

- (ア) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う旨の届出の受理
- (イ) 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う旨の届出の受理

イ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく次の権限

- (ア) 技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずること。
- (イ) 特定特殊自動車排出ガスの抑制を図ることについて指導及び助言をすること。
- (ウ) 特定特殊自動車の使用の状況等に関し報告をさせること。
- (エ) 立入検査を行うこと。

ウ 児童福祉法に基づく次の権限

- (ア) 延長者について措置を採ること。
- (イ) 一時保護が行われた児童について、満20歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。
- (ウ) 保護延長者の一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。
- (エ) 費用の徴収を本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託すること。
- (オ) 費用を期限内に納付しない者がいるときに、国税又は地方税の滞納処分の例により処分すること。

エ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく次の権限

保護者への必要な助言

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の項第56号を次のように改める。

56 削除	
-------	--

別表保健所の項第38号(1)中「第14条」を「第11条（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）」に改め、同号(2)中「第16条第1項」を「第12条第1項（第15条において準用する場合を含む。）」に改め、同号(3)中「第17条」を「第24条（第19条において準用する場合を含む。）」に改め、同号(4)中「第18条第1項」を「第25条第1項（第19条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第46号中(7)を(9)とし、(1)から(6)までを(3)から(8)までとし、同号に(1)及び(2)として次のように加える。

(1) 第2条の2第1項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う旨の届出の受理

(2) 第2条の2第2項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う旨の届出の受理
別表保健所の項第66号を次のように改める。

66 削除	
-------	--

別表保健所の項に次の1号を加える。

71 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）	(1) 第18条の規定により、技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずること。 (2) 第28条第2項の規定により、特定特殊自動車排出ガスの抑制を図ることについて指導及び助言をすること。 (3) 第29条第2項の規定により、特定特殊自動車の使用状況等に関し報告をさせること。 (4) 第30条第2項の規定により、立入検査を行うこと。
---------------------------------------	---

別表児童相談所の項第1号(23)中「又は」を「若しくは在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する」に改め、同号中(34)を(39)とし、(33)を(38)とし、同号(32)中「第56条第5項」を「第56条第4項」に改め、同号中(32)を(35)とし、その次に次のように加える。

(36) 第56条第5項の規定により、費用の徴収を本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託すること。

(37) 第56条第6項の規定により、費用を期限内に納付しない者があるときに、国税又は地方税の滞納処分の例により処分すること。

別表児童相談所の項第1号(31)中「第50条第6号の3」を「第50条第5号、第6号、第6号の2又は第7号」に改め、同号中(31)を(34)とし、同号(30)中「又は第26条第1項第5号」を「若しくは第2項第4号、第25条の8第4号、第26条第1項第6号又は第33条第6項第2号」に、「児童に」を「者に」に改め、同号中(30)を(33)とし、(29)を(32)とし、(28)を(31)とし、同号(27)中「相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「児童自立生活援助」に改め、同号中(27)を(30)とし、(26)を(27)とし、その次に次のように加える。

(28) 第33条第7項の規定により、一時保護が行われた児童について、満20歳に達するまでの間、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

(29) 第33条第9項の規定により、保護延長者の一時保護を行い、又は一時保護を行うことを委託すること。

別表児童相談所の項第1号(25)中「児童に」を「児童の」に、「加え、」を「行い、」に、「加える」を「行う」に改め、同号中(25)を(26)とし、(24)の次に次のように加える。

(25) 第31条第4項の規定により、延長者について、第27条第1項第1号から第3号まで又は第2項の措置を採ること。

児童相談所の項第5号(7)中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同号に次のように加える。

(8) 第13条第2項の規定による児童の保護者への必要な助言

別表食肉衛生検査所の項第6号中(6)を(8)とし、(1)から(5)までを(3)から(7)までとし、同号に(1)及び(2)として次のように加える。

(1) 第2条の2第1項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う旨の届出の受理

(2) 第2条の2第2項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理を行う旨の届出の受理

別表県土整備事務所の項第48号を次のように改める。

48 削除	
-------	--

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。